

市営住宅入居希望者の 申し込みを受け付けます

開始日 2月1日（火）

申込場所 市管理課市営住宅係
(市役所西間別館2階27番窓口)

市では、令和4年度市営住宅の補充入居希望者の申し込みを2月1日から受け付けます。
入居を希望する人は市管理課市営住宅係（西間別館2階27番窓口）で申し込んでください。
令和3年度に入居申し込みをしている人も、改めて申し込みが必要となりますが、その対象となる人には個別に通知しています。

● 1月17日現在の入居申し込み数（入居待ちの人）

	団地名	一般 (世帯数)	単身 (人数)
東校区	前田団地（願成寺町）	0	1
	笹栗山団地（願成寺町）	0	0
	熊田口団地（願成寺町）	0	—
	一二三ヶ迫団地（願成寺町）	0	—
	原城団地（原城町）	0	—
	鬼木団地（鬼木町）	0	—
西校区	老神団地（老神町）	1	—
	与内山団地（瓦屋町）	3	—
	鶴田団地（鶴田町）	1	3
東間校区	立野団地（瓦屋町）	0	0
	東間団地（東間上町）	0	1
	東間米山団地（東間下町）	募集停止	
	一本杉団地（西間下町）	0	4
	門前団地（西間下町）	2	—
	蟹作団地（蟹作・七地町）	0	—
西瀬校区	砂取団地（東間下町）	0	—
	米山団地（東間下町）	0	—
	三日原団地（下戸越町）	募集停止	
	桜木団地（下城本町）	0	1
	相良団地（相良町）	0	—
中原校区	西瀬団地（下戸越町）	0	—
	中原団地（中神町段）	4	—
	原田団地（下原田町荒毛）	1	0

※「—」の団地は単身入居できません。

問 市管理課市営住宅係（☎22-2111 内線2431・2432）

● 入居資格

- 同居する親族がいる人
※60歳以上の人や障がい者の人は、単身でも申し込むことができます。
- 市町村住民税などを滞納していない人
※納期が過ぎているものは、完納していなければ受け付けできません。
- 入居世帯全員の合計所得月額が次の額の人（市営住宅係の算出額）
一般世帯 = 15万8千円以下
単身世帯など = 21万4千円以下
- 住むところに困っている人
- 暴力団員でない人

● 入居案内順

整備が終わった部屋への入居は申し込み順に案内します。優先入居などは実施していません。市営住宅の入居待ち人数は市ホームページにも掲載し、随時更新しています。

※令和3年度からの継続申込者を優先します。
※入居待ち人数が0でも、すぐに入居できるとは限りません。特に単身入居は退去が少なく、部屋が空きにくいいため長期間待ついただく場合があります。あらかじめご了承ください。

国民年金保険料の 学生納付特例制度



20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。国民年金保険料の学生納付特例制度とは、所得がない学生が、将来年金を受け取ることができなくなったり、事故などで障がいが残った場合に障害基礎年金を受けられなくなったりすることを防ぐため、本人の申請で保険料の納付が猶予される制度です。
※学生は、学生納付特例だけ利用できます。

✓ 学生納付特例制度2つのポイント

1 本人の所得だけで審査

本人の所得だけで審査するため、世帯主の所得が高く通常の保険料免除の対象にならない学生でも、本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

2 障害・遺族基礎年金が受給可能に

学生納付特例期間中にけがや病気などで障がいや死亡といった不慮の事故が発生した場合、障がいの状態に応じて障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。
※障がいや死亡といった事故が発生するまでの国民年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納付・免除・猶予されていること、または事故直前の1年間に保険料の未納がないことが条件です。

✓ 申請の方法

年金事務所か市保険年金課（市役所西間別館1階）の窓口にある申請書に必要事項を記入し提出してください。
申請には、在学期間が分かる在学証明書（原本）か学生証（有効期限・学年・入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写しが必要です。詳しくは市保険年金課にお問い合わせください。

申請は毎年必要です

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に発生した不慮の事故や病気による障がいで障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので注意してください。
4月1日現在、あらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、4月上旬に申請書（はがき）が届きますので、必要事項を記入し返送してください。

「納付」・「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に入るか？	○入る	○入る	×入らない
老齢基礎年金の	受給資格期間に入るか？	○入る	×入らない
	年金額に計算されるか？	○計算される	×計算されない

追納した場合は年金額に計算されます
※追納は保険料が高くなる場合があります

✓ 過年度分の追納額は？

- 学生納付特例期間は、10年前までさかのぼって追納することができます。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。
- 学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- 保険料の追納には納付書が必要です。住民登録をしている市町村を管轄する年金事務所（本市在住の人は八代年金事務所）で納付書を作成します。

※保険料の後払い（追納）は、保険料が安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納付し、さらに口座振替の早割制度や保険料の前納制度の利用をお勧めします。

問合せ 八代年金事務所
(☎0965-35-6123)
市保険年金課国保年金係
(☎22-2111 内線1222)